

第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

府中町では、保育所、幼稚園、認定こども園の配置状況やこどもの人数等を勘案し、第2期計画に引き続き、町全体を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

2 量の見込みの算出について

平成27(2015)年から、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、計画を着実に推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

新制度では、全てのこどもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するという観点から、「教育・保育施設」の給付をはじめ「地域型保育」の創設、国全体での推進に力を入れています。

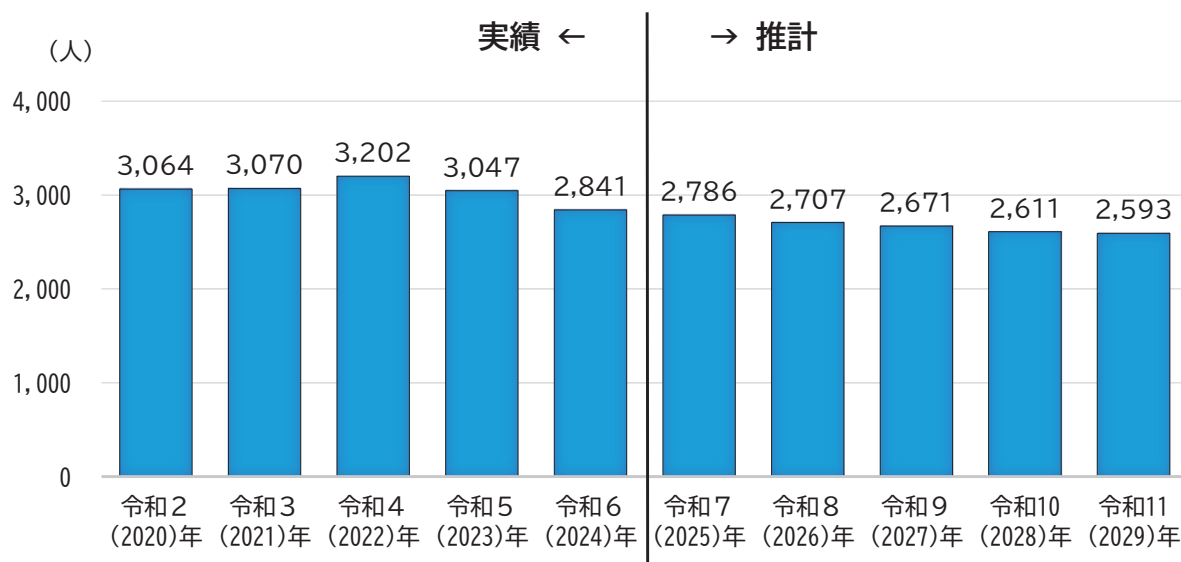
加えて、本計画は「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定することから、両計画の連携、調整が図られています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出(推計)する方法」と令和2(2020)年度以降の「各事業実績から算出(推計)する方法」があり、府中町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

3 未就学児の人口推計について

未就学児人口については、令和3（2021）年度に完成したマンションの影響を受け、令和4（2022）年度に一時的に増加しましたが、少子化の影響から緩やかに減少すると推計しています。

【未就学児人口の推移（0～5歳合計）】



	実績 ←					→ 推計				
	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和9 (2027) 年	令和10 (2028) 年	令和11 (2029) 年
0～5歳小計	3,064	3,070	3,202	3,047	2,841	2,786	2,707	2,671	2,611	2,593
0～2歳小計	1,503	1,458	1,590	1,463	1,372	1,307	1,299	1,308	1,312	1,302
0歳	491	485	552	458	427	430	440	436	434	430
1歳	475	502	507	514	450	429	432	442	438	436
2歳	537	471	531	491	495	448	427	430	440	436
3～5歳小計	1,561	1,612	1,612	1,584	1,469	1,479	1,408	1,363	1,299	1,291
3歳	537	566	499	514	470	492	446	425	428	438
4歳	498	535	573	491	517	470	492	446	425	428
5歳	526	511	540	579	482	517	470	492	446	425
6～11歳小計	3,085	3,134	3,185	3,259	3,299	3,202	3,175	3,109	3,071	2,986
6歳	545	534	518	529	561	476	511	465	487	441
7歳	572	552	543	533	534	571	485	520	473	495
8歳	523	575	551	542	531	533	570	484	519	472
9歳	481	514	581	546	539	531	531	569	482	517
10歳	482	481	516	588	548	543	535	536	574	487
11歳	482	478	476	521	586	548	543	535	536	574

注：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）（外国人を含む。）

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

[1] 教育・保育事業の実績値及び量の見込み（総括表）

単位：（人）

	認定区分	実績				実績 (見込み)	量の見込み				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①幼稚園及び認定こども園 (3歳以上教育希望)	1号	883	915	841	812	784	790	752	728	694	690
②保育所及び認定こども園 (3歳以上保育希望)	2号	640	682	712	730	649	653	622	602	574	570
③保育所及び認定こども園 +地域型保育 (0～2歳児)	3号	630	643	648	643	595	557	555	566	572	568
保育所及び認定こども園 +地域型保育 (0歳児)	3号	152	160	148	139	130	133	138	138	136	135
保育所及び認定こども園 +地域型保育 (1～2歳児)	3号	478	483	500	504	465	424	417	428	436	433
④施設利用者合計 (①+②+③)		2,153	2,240	2,201	2,185	2,028	2,000	1,929	1,896	1,840	1,828
⑤0歳～5歳人口 在宅子育て人数		3,064	3,070	3,202	3,047	2,841	2,786	2,707	2,671	2,611	2,593
(⑤-④)		911	830	1,001	862	813	786	778	775	771	765

※令和2(2020)年度～令和5(2023)年度は各年度3月1日現在の人数

※令和7(2025)年度以降は推計値

〔2〕教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を実施していきます。

【参考／保育の必要性の認定】

子ども・子育て支援法では、保護者が、保育所や認定こども園、地域型保育施設の利用を希望する場合、市町村に対して「支給認定申請書」を提出し、施設を利用するための「保育の必要性の認定」を受けることとなっています。保護者から申請を受けた市町村は、客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を決定します。

認定区分と提供施設

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	保育を利用しない3～5歳児	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育を必要とする3～5歳児	保育所、認定こども園
3号認定	保育を必要とする0～2歳児	保育所、認定こども園、地域型保育

（単位：人）

		令和7（2025）年度				令和8（2026）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	必要利用定員総数	790	653	133	424	752	622	138	417
確保方策	特定教育・保育施設※1	531	637	120	352	517	606	125	345
	確認を受けない幼稚園※2	259	0	0	0	235	0	0	0
	地域型保育事業※3	0	0	11	44	0	0	11	44
	認可外保育施設※4	0	16	2	28	0	16	2	28
	計	790	653	133	424	752	622	138	417

（単位：人）

		令和9（2027）年度				令和10（2028）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	必要利用定員総数	728	602	138	428	694	574	136	436
確保方策	特定教育・保育施設※1	503	586	125	356	485	558	123	364
	確認を受けない幼稚園※2	225	0	0	0	209	0	0	0
	地域型保育事業※3	0	0	11	44	0	0	11	44
	認可外保育施設※4	0	16	2	28	0	16	2	28
	計	728	602	138	428	694	574	136	436

(単位：人)

		令和 11 (2029) 年度			
		1 号	2 号	3 号	
		3-5 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
量の見込み	必要利用定員総数	690	570	135	433
確保方策	特定教育・保育施設※1	483	554	122	361
	確認を受けない幼稚園※2	207	0	0	0
	地域型保育事業※3	0	0	11	44
	認可外保育施設※4	0	16	2	28
	計	690	570	135	433

提供体制確保方策の考え方

教育・保育の量の見込みに応じた定員数を確保できるよう、受入体制の充実や施設設備等に取り組みます。

【教育・保育施設等一覧】

区分	施設名	住所	電話番号
特定教育・保育施設※1	府中ひかり保育園	府中町本町二丁目 16-19	281-1649
	第二府中ひかり保育園	府中町本町一丁目 14-12	281-1649
	こんごう保育園	府中町浜田二丁目 2-6	285-1132
	ピッコロゴード保育園	府中町浜田本町 7-13	508-0003
	こんごうさくら保育園	府中町茂陰二丁目 2-21	510-1190
	府中なかよし保育園	府中町大須三丁目 4-16-1	286-2334
	認定こども園つばめ	府中町柳ヶ丘 20-16	508-0012
	若竹こども園	府中町鹿籠一丁目 20-33	284-2363
	桃山幼稚園	府中町青崎中 25-1	281-5810
	府中ひかり幼稚園	府中町鶴江一丁目 13-25	284-1233
	りゅうせん幼稚園	府中町山田一丁目 2-53	281-8850
確認を受けない幼稚園 ※2	府中南幼稚園	府中町鹿籠二丁目 13-5	282-6830
	こぼと幼稚園	府中町茂陰一丁目 2-10	281-1520
地域型保育事業※3	みなみの風保育園	府中町鹿籠二丁目 13-8	298-1361
	アープル KIDS	府中町青崎中 24-23-201	569-9551
	チェリー保育園	府中町柳ヶ丘 20-16	508-0012
	プレ・キンダーガルテンかしわ	府中町青崎東 7-12	282-6500
認可外保育施設※4	たからの保育園	府中町大須四丁目 1-58-104	283-2266
	シルバーママサービス	府中町浜田三丁目 9-2	285-0161
	マツダにこにこキッズ園	府中町青崎南 2-15	565-5115
	あきさば保育園	府中町大須三丁目 8-28	569-7307

(令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在)

※1 特定教育・保育施設：施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認した幼稚園、保育所及び認定こども園のこと。

※2 確認を受けない幼稚園：新制度に移行しておらず、施設型給付費の支給に係る施設として市町村長の確認を受けていない幼稚園のこと。

※3 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のこと。なお、上表の 4 施設は町の認可・確認を受けています。

※4 認可外保育施設：都道府県知事または市町村長の認可を受けていない保育施設のこと。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

〔1〕地域子ども・子育て支援事業の実績値及び量の見込み（総括表）

事業名		単位 ※4	実績				実績 (見込み)	量の見込み				
			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
1	時間外保育事業 (延長保育) (0～5歳)	人	72	64	57	44	52	60	60	59	58	58
2	放課後児童クラブ (低学年) ※1	人	577	571	524	577	607	615	637	637	670	674
	放課後児童クラブ (高学年) ※1	人	132	117	151	149	157	163	169	184	178	188
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (0～5歳)	人 日	13	76	79	171	94	105	106	107	108	109
	子育て短期支援事業 (トワイライト) (0～5歳)	人 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人 回	45,250	43,210	80,573	107,339	117,957	120,988	119,286	118,040	115,923	115,964
5	一時預かり事業※2 (1号認定預かり保育) (3～5歳) ※3	人 日	27,516	30,464	30,429	39,910	35,519	32,380	31,656	30,708	29,548	29,401
	一時預かり事業※2 (2号認定預かり保育) (3～5歳) ※3	人 日										
	一時預かり事業 在宅で子育てしている家庭の利用 (0～5歳)	人 日	9	124	71	95	432	432	432	432	432	432
6	病児・病後児保育事業 (0歳～低学年)	人 日	435	890	1,083	1,293	1,396	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
7	ファミリー・サポート・センター (未就学児)	人 日	31	101	112	131	120	120	120	120	120	120
	ファミリー・サポート・センター (就学児)	人 日	6	2	2	29	12	12	12	12	12	12
8	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人/日	-	-	-	-	-	-	14	15	30	30
9	乳児家庭全戸訪問事業	人	493	482	496	453	429	436	438	435	432	427
10	妊婦健康診査事業	人 回	5,725	5,907	5,678	5,201	5,273	5,229	5,199	5,154	5,094	5,071
11	妊婦等包括相談支援事業	回	-	-	-	-	-	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314
12	産後ケア事業 (宿泊型)	人 日	2	7	32	21	60	62	61	61	60	60
	産後ケア事業 (日帰り型)	人 日	88	126	181	88	108	160	158	158	156	154
	産後ケア事業 (訪問型)	人 日	19	74	106	167	204	323	320	318	315	312
13	子育て世帯訪問支援事業 (家事・育児)	人 日	99	184	206	210	192	210	220	230	240	250
14	養育支援訪問事業 (専門的相談)	人 日	297	1,214	1,909	1,959	1,740	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040
15	親子関係形成支援事業	人	-	-	-	-	-	-	5	5	5	5

事業名		単位 ※4	実績				実績 (見込み)	量の見込み				
			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
16	利用者支援事業 (基本型)	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用者支援事業 (特定型)	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	利用者支援事業 (母子保健型)	か所	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
	(こども家庭センター型・母子保健機能)	か所	-	-	-	-	2	2	2	2	2	2
	(こども家庭センター型・児童福祉機能)	か所	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
17	地域子育て相談機関	か所	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2

※1 通年のみ。長期休業中は含まず

※2 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

※3 町内私立幼稚園の入園児童を対象とした延べ利用人数

※4 単位が「人日」「人回」は延べ人数を表す

〔2〕地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保政策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を提供していきます。

（１）時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所、認定こども園における通常の保育時間（11時間）を超えて行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	60	60	59	58	58
確保方策	人	60	60	59	58	58
	か所	8	8	8	8	8

提供体制確保方策の考え方

保育所・認定こども園において、保護者のニーズを踏まえながら、引き続き延長保育事業を実施します。

【時間外保育事業実施施設一覧】

施設名	住所	電話番号
府中ひかり保育園	府中町本町二丁目 16-19	281-1649
第二府中ひかり保育園	府中町本町一丁目 14-12	281-1649
若竹こども園	府中町鹿籠一丁目 20-33	284-2363
こんごう保育園	府中町浜田二丁目 2-6	285-1132
ピッコロゴード保育園	府中町浜田本町 7-13	508-0003
こんごうさくら保育園	府中町茂陰二丁目 2-21	510-1190
府中なかよし保育園	府中町大須三丁目 4-16-1	286-2334
認定こども園つばめ	府中町柳ヶ丘 20-16	508-0012

（令和6（2024）年4月1日現在）

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	778	806	821	848	862
低学年	人	615	637	637	670	674
1年生	人	214	242	232	255	243
2年生	人	242	217	245	235	259
3年生	人	159	178	160	180	172
高学年	人	163	169	184	178	188
4年生	人	101	105	118	106	119
5年生	人	40	42	44	50	44
6年生	人	22	22	22	22	25
確保方策	人	778	806	821	848	862

提供体制確保方策の考え方

利用を希望する児童の増加に伴い、民間委託を含めた受入先の整備を検討していきます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等で一定期間、児童の養育や保護を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	105	106	107	108	109
確保方策	人日	105	106	107	108	109
	か所	4	4	4	4	4

提供体制確保方策の考え方

今後、保護者のニーズを踏まえながら、現在の提供体制を維持、継続して支援していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流・育児相談等を行い、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人回	120,988	119,286	118,040	115,923	115,964
確保方策	か所	5	5	5	5	5

提供体制の確保方策の考え方

地域の身近な場所で交流が深まるよう、地域子育て支援センター3か所や、児童センター2か所において、引き続き、多くの支援につながるよう利用を促進します。

施設名	住所	電話番号
府中ひかり保育園地域子育てセンター	府中町本町二丁目 16-19	282-9393
若竹こども園地域子育て支援センター	府中町鹿籠一丁目 20-33	284-2363
府中なかよし保育園地域子育て支援センター	府中町大須三丁目 4-16-1	286-2334
児童センターバンビーズ	府中町鹿籠一丁目 21-3 (南交流センター)	286-3212
児童センターハッピーズ	府中町本町五丁目 3-8 (北交流センター)	510-5202

(5) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園(短時間)の在園児については、「幼稚園・認定こども園(短時間)における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所などにおける一時保育」により実施します。なお、令和6(2024)年度から府中なかよし保育園において一時預かり事業(一般型)を開始し、利用可能人数を拡充しました。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
幼稚園・認定こども園 短時間 在園児対象	量の見込み	人日	32,380	31,656	30,708	29,548	29,401
	1号認定	人日	2,944	2,877	2,791	2,686	2,672
	2号認定	人日	29,436	28,779	27,917	26,862	26,729
	確保方策	人日	32,380	31,656	30,708	29,548	29,401
その他の 一時預かり	量の見込み	人日	432	432	432	432	432
	確保方策 (保育所等)	人日	312	312	312	312	312
	確保方策 (ファミサポ)	人日	120	120	120	120	120

提供体制確保方策の考え方

保育所等における一時預かりについては、広報等を活用した事業の周知を図りつつ、引き続き、利用希望に応じた事業実施に努めます。

（６）病児・病後児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
確保方策	人日	1,432	1,412	1,397	1,372	1,372
	か所	1	1	1	1	1

提供体制確保方策の考え方

現在1か所の病院施設内で事業を実施しており、今後も広報等による周知に努め、利用促進を図ります。

施設名	住所	電話番号
病児保育室「ダンボ」(向洋こどもクリニック内)	府中町青崎中 24-26	287-3266

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員となり、育児の相互援助を行う事業です。

【未就学児】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	120	120	120	120	120
確保方策	人日	120	120	120	120	120

【小学生】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	12	12	12	12	12
確保方策	人日	12	12	12	12	12

提供体制確保方策の考え方

各種広報による周知を行い、まかせて会員数の確保を図ります。

施設名	住所	電話番号
府中町ファミリー・サポート・センター	府中町鶴江一丁目 9-20	281-0581

（８）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月～満３歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる、新たな通園制度です。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を実施します。（令和８年（２０２６）度から実施予定）

		単位	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
0 歳児	量の見込み	人/日	-	2	2	5	5
	確保方策	人/日	-	2	2	5	5
1 歳児	量の見込み	人/日	-	6	7	13	13
	確保方策	人/日	-	6	7	13	13
2 歳児	量の見込み	人/日	-	6	6	12	12
	確保方策	人/日	-	6	6	12	12
合計	量の見込み	人/日	-	14	15	30	30
	確保方策	人/日	-	14	15	30	30

提供確保方策の考え方

町内全域で様々な利用ができるよう、町内保育施設や幼稚園等と受入方法を協議しながら提供体制を整えます。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師・助産師が訪問し、乳児の発育状況の確認、子育ての不安や悩みの相談、子育て支援に必要な情報提供等を行い、地域の中でこどもが健やかに成長できるよう支援します。

		単位	令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
量の見込み		人	436	438	435	432	427
確保方策	実施機関	府中町					
	実施体制	保健師・助産師 7名					

提供確保方策の考え方

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問できるよう、必要な職員体制を確保します。

(10) 妊婦健康診査事業

医療機関等において定期的に母体や胎児の健康状態を確認し、全ての妊婦が健康で安心して出産できるよう、健康診査費用の一部を負担し、受診の促進を図ります。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	受診人数	人	698	694	688	680	677
	健診回数	人回	5,229	5,199	5,154	5,094	5,071
確保方策	実施場所	医療機関及び助産所					
	検査項目	問診、診察、保健指導、尿化学検査、超音波検査、血液検査、子宮頸がん検診、クラミジア検査、G B S検査					
	実施時期 (健診回数)	妊娠期（妊婦1人につき、出産までに14回）					

提供体制確保方策の考え方

国が定める望ましい基準（検査項目、健診回数）の健診について、全ての妊婦が受診できるよう、必要な体制（実施場所、検査項目、健診回数）を確保します。

(11) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の乳幼児の家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数	件	454	450	448	443	438
	1組あたり 面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	回	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314
確保方策 (こども家庭センター)		回	1,362	1,350	1,344	1,329	1,314

提供確保方策の考え方

こども家庭センター2か所で実施し、必要な職員体制を確保します。

(12) 産後ケア事業

産後1年未満の産婦及びその乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等の支援を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が、健やかに育児ができるよう支援します。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	宿泊型	人日	62	61	61	60	60
	日帰り型		160	158	158	156	154
	訪問型		323	320	318	315	312
確保方策	宿泊型	人日	62	61	61	60	60
	日帰り型		160	158	158	156	154
	訪問型		323	320	318	315	312

提供体制確保方策の考え方

現在の提供体制を維持するとともに、必要に応じて、町内施設の充実を図ります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事支援により養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (家事・育児支援)	人日	210	220	230	240	250
確保方策	人日	210	220	230	240	250

提供体制確保方策の考え方

ヘルパー及び子育て経験者による乳幼児の保育、家事支援を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

(14) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師等が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（専門的相談支援、育児など）を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (専門的相談支援)	人日	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040
確保方策	人日	2,000	2,010	2,020	2,030	2,040

提供体制確保方策の考え方

保健師等による養育に関する相談、指導及び助言並びに乳幼児の保育、家事支援を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	-	5	5	5	5
確保方策	人	-	5	5	5	5

提供体制確保方策の考え方

グループワークのペアレント・トレーニングを希望する世帯数などのニーズ把握を行い、現状実施している個別のペアレント・トレーニングの内容を強化するため、職員研修等を実施します。

(16) 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
基本型※1	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
特定型※2	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型※3							
母子保健 機能	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保方策	か所	2	2	2	2	2
児童福祉 機能	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

※1【基本型】こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談支援や情報提供を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整などを行います。

※2【特定型】待機児童の解消を図るため、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービス等に関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

※3【こども家庭センター型】母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施します。

提供体制確保方策の考え方

本庁（特定型、こども家庭センター型（母子保健機能及び児童福祉機能））と福寿館（基本型、こども家庭センター型（母子保健機能））の2か所に、子育て支援・母子保健コーディネーター及び専門職を配置し、必要な職員体制を確保します。また、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう、職員のスキルアップを図ります。

(17) 地域子育て相談機関

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続的につながるための工夫」を行う相談機関を整備する事業です。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	か所	-	2	2	2	2
確保方策	か所	-	2	2	2	2

提供体制確保方策の考え方

町内南北2か所に地域子育て相談機関を整備し、こども家庭センターを補完する仕組みを構築します。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象とし、居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

府中町では、開設にむけた必要な調査を継続して実施し、検討を進めます。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

なお、府中町では新制度に移行していない幼稚園利用者を対象に、年収 360 万円未満相当世帯及び第3子以降のこどもの給食費（副食材料費）について、令和元（2019）年 10 月 1 日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

府中町では、引き続き検討を進めます。